

さくら市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、木造住宅の耐震改修及び耐震建替えを促進することにより、災害に強い安全なまちづくりに資するため、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市木造住宅耐震改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 さくら市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(令和5年さくら市告示第40号)第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果に基づき策定する補強計画をいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果に基づいて行う耐震構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を向上させるための木造住宅の補強等工事のうち、各階の必要保有耐力に対する各階の張り間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを1.0以上とし、かつ、当該耐力の割合の最小値を1.0以上にするものをいう。
- (4) 耐震建替え 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が必要であると診断された住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに一戸建て住宅（以下「耐震建替え後の住宅」という。）を建築するものをいう。
- (5) 県産出材 栃木県産出材証明制度に基づき栃木県内の森林から産出されたものであることが証明された木材をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助金の交付の対象となる耐震改修又は耐震建替え（以下「耐震改修等」という。）を行う住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する住宅
- (2) 木造2階建て以下の一戸建て住宅（在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築されたもので延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものに限る。）
- (3) 賃貸を目的としていない住宅
- (4) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅

- (5) 耐震改修等（住宅の除却工事を含む。）に着手していない住宅
- (6) 住宅が国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業（以下「移転補償事業」という。）の対象となっている場合は、補助対象住宅とすることについて市長が支障がないと認めた住宅
- (7) 第7条に規定する交付申請を行うときまでに補強計画を策定している住宅（耐震改修を行う場合に限る。）

2 補助金の交付の対象となる耐震建替えに係る耐震建替え後の住宅は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 耐震診断の結果が判明する前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請（以下「確認申請」という。）をしていないこと。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請を行い、当該認定を受けた建築物（確認申請をしていない場合に限る。）である場合を除き、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証が交付されること。
- (3) 設計及び工事監理は、建築士が行っていること。
- (4) 補助対象住宅が移転補償事業の対象となっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の耐震診断を行い、その結果に基づいて耐震改修等を行う者
- (2) 補助対象住宅を所有（共有を含む。）する個人又は当該所有者の2親等以内の親族で耐震改修等の契約者となる者（耐震改修の場合は耐震改修後に当該補助対象住宅に居住する者に、耐震建替えの場合は耐震建替え後の住宅の所有者となる者に限る。次号において「親族」という。）
- (3) 国、県及び市税の滞納のない者（補助金の交付を受けようとする者が、親族である場合は、当該補助対象住宅を所有する個人においても市税の滞納のない者に限る。）
- (4) この告示、さくら市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱及びさくら市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成21年さくら市告示第22号）による補助金（さくら市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱による補助金にあつては、さくら市木造住宅耐震診断事業補助金交付要

綱の一部を改正する告示（令和2年さくら市告示第24号）による改正前のさくら市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定による補強計画の策定に要する費用に係る補助金に限る。）の交付を受けたことがない者

（補助金の額）

第5条 一の耐震改修に対する補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1）耐震改修に要する費用（耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）の額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、100万円を限度とする。）から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を控除した残額

（2）租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 一の耐震建替えに対する補助金の額は、耐震改修に要する費用相当額（建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に22,500円を乗じて得た額を限度とする。）に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、100万円を限度とする。）とする。ただし、当該耐震建替え後の住宅の構造が木造であって、県産出材を10立方メートル以上使用したものである場合の補助金の額は、本文の規定により算出した額に10万円を加算した額とする。

（事業の実施期間）

第6条 この告示により補助金を交付する事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

（交付申請）

第7条 訓令第3条第2項第7号に規定する申請書は、木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項に規定する申請書は、次に掲げる書類を添えるものとする。ただし、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が同一年度にさくら市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定に基づく申込みをしている場合は、第3号に規定する書類の添付を省略することができる。

（1）補助金申請者選定届

（2）耐震改修又は除却を行おうとする住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類の写し

（3）耐震診断結果報告書又はその写し

（4）耐震改修等事業計画書

- (5) 工程表
 - (6) 見積書等
 - (7) 市税等完納証明書
 - (8) 申請者と補助対象住宅の所有者との関係が確認できる書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、規則第5条の規定により交付を決定したときは、木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは、木造住宅耐震改修事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1項第1号に規定する承認を求める場合は、木造住宅耐震改修事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に変更内容を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に係る変更を承認したときは、木造住宅耐震改修事業補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により、変更を承認しないときは、木造住宅耐震改修事業補助金交付変更不承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、規則第6条第1項第2号に規定する中止を求める場合は、木造住宅耐震改修事業中止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項に規定する申請又は前項に規定する届出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(工事等の着手)

第10条 交付決定者は、第8条に規定する交付決定の通知を受けた場合は、当該交付決定に係る通知書を受け取った日の翌日から60日以内に耐震改修に係る工事又は耐震建替え後の住宅に係る設計に着手するものとする。

2 前項の規定により耐震改修に係る工事又は耐震建替え後の住宅に係る設計に着手するときは、あらかじめ、工事・設計等着手届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

3 交付決定者は、当該交付決定を受けた年度の3月10日までに耐震改修等に係る工事（以下単に「耐震改修等工事」という。）及び耐震改修等工事に係る契約をした者への支払を完了するものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条の規定により当該交付決定者に係る補助金に充てるために必要な金額を当該交付決定をした年度から翌年度に繰り越した場合

は、この限りでない。

(完了報告)

第11条 訓令第3条第2項第11号に規定する報告書は、木造住宅耐震改修事業完了報告書（様式第9号）とする。

2 前項に規定する報告書は、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 耐震改修等事業費内訳書
- (2) 耐震改修等工事に係る契約書の写し
- (3) 耐震改修等に要した費用の領収書の写し
- (4) 工事等状況写真
- (5) 住民票
- (6) 建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(額の確定の通知)

第12条 規則第16条に規定する通知は、木造住宅耐震改修事業補助金額確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 訓令第3条第2項第10号に規定する請求書は、木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第11号）とする。

2 前項に規定する請求書は、前条に規定する木造住宅耐震改修事業補助金額確定通知書の写しを添えるものとする。

(交付の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第10条第3項に規定する日までに耐震改修等工事を完了することができないとき（同項ただし書の場合を除く。）。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

令和7年4月1日から適用する。